

スピノザの政治理論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2013-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森尾, 忠憲 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14029

氏名(本籍) 森尾 忠憲(福島)
TADANORI MORIO

学位の種類 政治学博士
学位記番号 政治第4号
学位授与の日付 昭和47年3月25日
学位授与の要件 学位規則第5条第1項(課程博士)
学位論文題目 スピノザの政治理論
外国語訳 SPINOZAS' THEORY OF POLITICS
論文審査機関 政治経済学研究科委員会
論文審査委員 (主査) 秋 永 肇
(副査) 木 下 半 治 松 平 斉 光

スピノザの政治理論(要旨)

現代デモクラシーにかんして、すでに多くの批判が多様な立場からなされてきた。これらの批判はなによりも、まず、近代デモクラシーが確立した諸原理にむけられている。ついでこれらの批判は、大衆デモクラシーにむけられ、大衆の特徴を直接の対象としている。たとえこれらの諸批判が直接にデモクラシーにむけられていない場合であっても、デモクラシーの概念内容を変質せしめ、民衆あるいは国民の名のもとに、デモクラシーそのものを侵害する危険をやどしていることは、ここにあらためて記するまでもないであろう。

近代デモクラシーは、基本的人権思想に基づく不動の原理として確固たる位置を獲得したが、この原理は基本的人権を権力分立の原理によって保障しようとしたことは周知のことがらである。しかしながら近代デモクラシーにおける権力分立の原理は、高度資本主義の段階においてはいちじるしく変容せしめられた。基本的人権の保障にとって不可欠ではあるが、しかしその濫用を防止しようとする意図に発する権力分立の原理は、行政権の拡大と強化という事実によってまず侵害されたのである。この変容によって立法権の権能は相対的に低下し、行政権に対する統制機能は、いちじるしく減退したのであり、この機能は行政権の行働を追認するものとなりかわっている。民主制国家における権力構造内部のこの変容に加えて重要なのは、デモクラシーをに成る大衆の特徴である。

デモクラシーをに成る大衆の特徴とは、しばしば論ぜられるように、物理的・心理的なもの、非合理的で情動的なものと思なされ、近代市民を特徴づける主体的・意識的な存在としての個我から質的に区別される。この意味において大衆とは、自然的存在とされるのであり、かくて政治の主体ではありえず、まして権力の積極的構成要素ではありえない。大衆は、民主制国家の権力によって規定される権力操作の対象でしかありえず、国家社会における消極的・受動的な存在であると論ぜられるのである。大衆デモクラシー批判は、近代市民とは区別される大衆のこの特徴にむけられているのである。

これらの観点に立つデモクラシー批判は、直に、その否定を可能ならしめるであろうか。あるいはデモクラシーとはこのような立場に立つとき、どのような姿をとるのであろうか。なによりもまずデモクラシーは、このような批判によってその成立が不可能であることは論証されえず、かえってくり返し続発するところの平和運動をはじめとする大衆運動によって、それらの批判の誤りは実証されるのである。大衆とは、たんに物理的・心理的存在でもなければ、人間的存在から実質的に区別される自然的存在でもなく非理性的存在でもなく、まして運動を展開しえない受動的存在でもない。

デモクラシーをになう大衆の特徴から、人間的存在としての諸特徴を切りはなし、物理的・心理的諸特徴を強調して、それをもって科学的論証であるとする見解は、デモクラシーの真の姿をとらええないであろう。あるいはまた制度論の観点からデモクラシーをとりあげて、制度的提言をもって民主制国家の欠点を改良しようとしても、はたしてデモクラシーを救い出し、未来を切り開く原理ならしめうるであろうか。

デモクラシーこそは、本来の意味において政治形態であると考えられるわれわれがデモクラシーをして真の意味における政治原理ならしめようとするなら、近代初期の絶対主義権力との抗争において普遍的な原理にまで高められた近代デモクラシーの真の意味内容を再検討しなければならない。われわれは、この課題をはたすために、スピノザの政治理論を取りあげる。デモクラシーを核心とするスピノザの政治理論は、絶対主義権力との抗争期において確立されたという歴史の意味を持つばかりか、デモクラシー論に確固たる理論的基礎を与えているという意味でも注目されなければならない。この意味においてスピノザは、近代において初めてデモクラシー論を確立した政治思想家であった。

近代デモクラシーは、絶対主義権力との抗争期において確立され、近代国家の構成原理となったのであったが、この原理は、ロックあるいはルソーにおいて見られるように、広大な思想体系に基づくものである。この点とはとくにスピノザのデモクラシー論についていわれなければならない。デカルト、ホッブス、ライブニッツ等と共に、「大体系の時代」を代表するスピノザは、その政治理論を、彼の全思想体系と深く関連せしめて、政治理論に確固たる根拠を与えたのである。

スピノザの政治理論は、まず第一に国家の神学的論証を根源から批判的に、克服したものであった。旧約聖書批判を根拠とする『神学・政治論』は、なによりもまず教会に対する国家の従属を断ち切り、国家そのものの理論的解明をなしたのであり、この解明は、ルネッサンス以来、確立されつつあった個我的理論によってなされたのである。

スピノザの政治理論は、全自然的諸個体にも人間的存在にも共通する自存力を発端とする。自己を保存する力とは、神的自然に根ざすと共に、神的自然の無限なる諸力を表わすものである。かくして自存力は、人間的自存力としては消極的存在として人間を規定した中世人間観に対立するものとなり、積極的意味を獲得して、ルネッサンス以降に出現するヒューマニズムを象徴的に表現するものとなったのである。この関連によって自存力に基づく思想、信仰、言論の自由が論証されたの

であった。

スピノザにおける自存力は、個我の解放を意味すると共に、人間的自由を意味した。すなわちスピノザにおいては、感情に対する理性の統制能力こそは、人間的自由の根拠であり、理性に従って存在し活動する力こそ、人間的自由である。この意味において自由は、全自然を規定する自然法則の認識と関係しており、自然法則の認識のいっそうの増大は、同時に人間的自由のいっそうの拡大を意味するのである。人間的自由は、従ってこの認識に基づき存在と活動とによって、神的絶対的自由へ無限に接近してゆく能動的な力である。スピノザによればこの自由こそ、人間的存在を規定する本質的特徴にほかならない。この自由観は、『エチカ』に結集されている認識論、感情論、物体論等によって基礎づけられており、この意味では、人間的存在に具わる諸能力の徹底的な究明を前提としていたのである。この自由論とその根拠とはスーノザの政治理論、とりわけデモクラシー論にとって最も重要な前提となっているのである。

スーノザにおいて自存力は、全自然的諸個体に共通する原理であり、人間的存在にとっては自由観の根拠であったが、自存力は、人間的世界に関連すると、自然権となり、政治理論の構成原理をなす。すなわち国家は、人間的自存力に内存する矛盾から導きだされる。身体と精神との統一体として人間は、他の自然的存在に比して極めてすぐれた諸能力を持つが同時に、自己を保存するために他の個体へ依存せざるをえない。かかる依存なくしては、身体も精神もその保存を不可能ならしめられるであろう。人間的自存力を規定するこの矛盾は、人間をして必然的に結合せしめる契機であり、国家の起源も、この契機に求められる。

ところで自存力のこの内的論理によって成り立つ国家とは、民主制国家以外のものではありえない。なぜなら国家はなによりもまず多数の個人の諸力に依存し、それら諸力の結合体以外のなにものでもないのであるから。この結合した力は、個々の力の結合であるがゆえに、いっそう多数の力を結合すればするほどますます強力な力となりゆくであろう。実にスピノザにとって国家権力とは、民衆の力に基づくのであり、これ以外の基礎はありえないのである。国家は、あくまでもこの結合力の増大に努めなければならない。すなわち国家は、なによりもまず人間的な相互依存の体系を確保するために平和と安全とを保障しなければならず、この関係を阻害し破壊することを許すことはできない。ついで国家は、真の意味において強力であり永続的であるためには、自存力の理性化に努めなければならないであろう。民衆の力に依存する国家は、諸個人の自存力を理性化してこそ、自己の基礎を強化することができる。実にスピノザの民主制国家は、民衆の力の理性化、自由化によってのみ強化され発展する国家である。それに反して国家は、この自由化の契機を失うとき、国家自体を成り立たしめる民衆の結合力を失い、自壊せざるをえないのである。

上述のようにスピノザにおける自存力は、まず第一に自由論の根拠であり 第二に国家論構成の根拠であった。ところで第三にこれら二つの契機は、民主制国家における権力論構成の契機として重要な意味をもつ。民主制国家における権力は、民衆をしていわゆる大衆ならしめる権力では断じてなく、民衆をして真に人間ならしめる力である。国家権力は、民衆の力以外にその存立根拠を持

たず、かつまた民衆は、まぎれもなく人間であり、理性化する諸能力を内包する存在にほかならない。従って国家権力は、民衆を非人間的に処理することはできない。机に草を食わせることができないように、人間に動物と同様の感情を持たせることができないように、国家権力はいかに強力であろうと人間をして非人間的的存在に変えることはできないであろう。人間的的存在は、非理性的動物的存在から区別されるのみか、理性に導かれうる存在として動物的存在から質的に区別されるのである。国家権力は、自己の維持に努め自己を真に強力ならしめようとするなら、民衆の理性化に努めなければならないであろう。国家権力は、民衆を抑圧して支配し、自動機械のごとくに服従せしめることによって断じて存続しえず、民衆の理性化によってのみその存立を保障されうる。民衆の力の理性化こそスピノザの民主制国家における権力機能である。

ところで民衆の力の理性化とは、すぐれた意味における国家権力の機能を意味する。すなわち国家権力は、不条理な欲望、敵対的感情にとられるものの自存力を理性化することによって自己の基礎の確保に努めるが、この指導的な権力によって、民衆は、平和と安全とを保障されると同時に、自由の道へ踏み入るのであり、民衆は自然的存在から理性的存在へ、真の人間的存在へ転化する。この転化は同時に、真の意味において強力な国家権力の基礎となるのである。スピノザにおける民主制国家の権力と民衆の理性化とは、かくして相互を強化しあう関係に立っているのである。この意味においてスピノザにおける民主制国家の権力は、真の意味における権威としての権力であり、支配と服従との関係を構成する権力ではなく、指導する力として個々の民衆へ内面化する権力であるといわなければならない。この権力は、理性に従い理性に導かれるものに対しては権威的権力として機能するが、不合理な欲望、敵対的感情にとられるものに対しては、理性の権威に基づき、国家の平和と安全とを保障する力として機能する。この意味においてスピノザの民主制国家における権力は、民衆の理性化を媒介としていわゆる権力から権威的権力へ不断に転化してゆくのである。

スピノザにおける民主制国家は、ほぼ以上のような特徴を持つが、この国家はさらに、自然に反することがない理性が、自然の法則から獲得した人間に固有の理性的自然法によって保障される。神的自然に合致する理性が、人間に対して示す社会的存在様式は、自然的存在全体をつらぬく自然法則に依存している。本性においてすぐれているとはいえ、身体的にも精神的にも、他の存在を排除しては自己を保存しえず、個々の力によってしては、他の存在の諸力によって規定され限定されざるをえない人間に対して、理性は、相互に力を結合して一身体一精神を構成して、全体の利益と共に個の利益をも追求することを指示する。社会関係は、この理性の指示に従うとき、最も強力でも最も有益なものであるといわねばならない。この理性の指示は、全自然の構造ならびに神的摂理が示すところのものであり、その核心は、人間的存在における相互的援助である。かくして民主制国家権力とは、理性によって示される神的自然に依拠したのである。

以上は、スピノザの政治理論の中心をなすデモクラシー論の概要であるが、スピノザにおいては民主制国家は、たんに制度論的観点あるいは大衆を自動機械とみなすいわゆる科学的観点のいずれ

に対しても鋭く対立して、人間的諸能力の徹底的な究明から獲得される不動の原理に立脚している
のである。とりわけその権力論は、人間的能力に照応して、自己を真の意味におけるデモクラシー、すなわち民衆の権力ならしめる契機を内包しているのである。スピノザの政治理論は、この意味においてデモクラシーの復権に重大な示唆を与えているといわなければならない。

審査結果の要旨

(主 査) 秋 永 肇
(副 査) 木 下 半 治
(副 査) 松 平 斉 光

一 論文の要旨

本論文はスピノザの政治理論のうちデモクラシーの原理を追究しようとする問題意識のもとに、まずスピノザの全体系を貫くキー概念を「力」の概念とみなし、理論哲学の分野においては「力」は自然、人間的自然の本質をなし、実践哲学の分野においては倫理的基準を構成する主要な要素であり、さらに国家目的としての「自由」概念を導出する契機をなすと論ずる。

内容に即して要旨を構成すれば、(1)人間観(2)自由観(3)自然法(4)国家成立論(5)国家権力論(6)国家目的論(7)自由権論となる。

(1)スピノザによれば、一切の所産的自然を産出する能産的自然に究極の根拠をもつ人間的自然は「自己保存」を本質とする力、すなわち「自存力」であるとみられる。身体的力ならびに精神的な力の統一体として、人間におけるこの「自存力」は一面では他のあらゆる種類の個体に優越する力であるが、他方自己保存のために身体的にも精神的にも他の種の自然に依存せざるを得ない。人間的自存力に内在するこの矛盾こそ自然状態においてすらある程度の社会を構成せしめ、かつまた国家によって意識的に確保しなければならぬ社会成立の契機にほかならない。(2)スピノザの政治理論にとって決定的な重要性を持つのはかれ独自の自由概念であって、それは「拘束の自由」でもなければ「自由意志」でもなく、能動的な力としての理性による「法則」に基づいて、存在し活動することにはほかならないが、これこそが人間の存在を規定する本質的特徴であって、『エチカ』において論理的、倫理的に規定され、『神学・政治論』、『国家論』において国家目的の内容をなすにいたる。

すなわち、自由、隷属、自由化(平和)は『国家論』第5章における3種の国家目的に、『神学・政治論』第16章においては民主制国家の目的に関連する。(3)決定論的なスピノザの世界観におい

ては自然法は、神的自然の規定である必然性をその属性とするもので「自然法則」を意味する。人間的認識能力の発達に応じて、自然法は理性に、「戒律、掟、道徳」は感情を惹起せしめる具体的個別的な現実に照応する。(4)人間的自然は自己保存を存在根拠とすると同時に他者への依存によってのみ可能であるという矛盾を含むために、自然状態においては必然的に感情にとらわれざるを得ない人間の間には戦争状態をひき起し自然権を否定することとなる。それ故人間的自然権に固有の在り方は自然権の結合とこの結合力によって共通の利益を追求すること以外にあり得ない。国家は、共通の利益としての平和と秩序を確保し得るものでなければならない。ここで本論文は「契約」観念がスピノザにおいてはホッブズにおけるごとく構成原理としてはとりいれられず、単に説明原理としての地位しか与えられていない点を、特質として指摘し、統治契約か社会契約かというような論争を無意味であるとし、むしろ三木清の見解をとってスピノザにおいては契約説を導入しなくとも国家成立論は可能だとする。(5)本来利己的・打算的な本性を持つ人間が一者に権利を譲渡してその意志に服するとは考えられず、自己もまたその一部をなす「社会」にその権利を譲渡すると考える。スピノザにとって国家権力は多数の諸個人の結合力に基づく「民衆の力」とみなされている。しかし国家は真の意味で強力であり永続性を保持し得るためには個々人の自然権の理性化に努力しなければならない。(6)必然的に諸感情にとらわれる民衆の力を理性化するという事は「自由」の目的化を意味する。すなわち国家権力は一方で「力」とみられるが他方では「目的」の観点から考察される。国家の目的は第一、制圧であり、国家権力への隷従状態を意味する。第二、「平和と安全」であり、国家権力への隷従を脱し得て、いまだ実現していないが、少なくとも自由へ向う基本的条件を確保している状態を意味する。第三、自由であり敵対的欲望を抑制して、理性を完全に発揮し得ている状態である。(7)スピノザによれば感覚・知覚は国家権力によって変容あるいは破壊し得ないが故に不可侵の権利である。この権利を侵害するとき国家権力は自己の資源を侵害することになり、自然法を侵し、自己崩壊を招来する。国家権力は信仰・思想・言論の自由権によって限定される。

二 評価

従来のスピノザ研究は大体において2つの傾向に分けられる。1つはゲーブハルト、フロイデントールの研究にみられるごとく、スピノザの政治学的著述、とりわけ『神学・政治論』における「実践的傾向」を強調してその政治理論を当時のオランダ政治と関連せしめ、ヤン・ド・ウイットの政治を擁護するものであったと論ずるものである。この立場はスピノザの全思想体系と政治理論との関連を切断する結果となり(メンツェルもこの傾向に加えられる)、マキャベツリ、ホッブズと同様な「権力国家」論との類似性が強調される。

いま1つの傾向はレオ・シュトラウスによって代表される。彼はスピノザの政治理論の基礎を『エチカ』に求め、理性による人間の救済という倫理学の主題こそスピノザ政治理論の基礎をなしていると解する。すなわち理性による救済という「賢者の倫理」は「感情にかられる大衆」のそれとは異り、この倫理の相異と乖離との架橋に政治理論の主題があるとす。この見解は『エチカ』

に基礎を求めるといふ点では前者より前進しているがスピノザの「権力論」の特徴を把握し得ず、マキャヴェツリやホッブズとの類比に終っている。(L. Strauss, *Spinoza's Critique of Religion*. Ditto, *Natural Right and History*. A. G. WernhamやSteffenの研究も同じカテゴリーに属している。)このほかスピノザの思想体系全体を解明して政治理論を論じたポロックやギールケの研究、ポロックから出発したマクシャの見解はスピノザ政治理論の自由主義的側面を主張している。(F. Pollock, *Spinoza*. O. Gierke, *Johannes Althusius*. Macshea, *Political Philosophy of Spinoza*)

本論文は後者の傾向の研究に学んで『エチカ』と政治理論を統一的に把握すべく努力するが、これらとは異って、両者の理論的結節を国家権力論と国家目的論と自由権の論理的に一貫した把握に求め、自由主義ではなくデモクラシーこそがスピノザ国家論の基本的性格であると主張している点に特徴をみる事ができる。スピノザは、国家権力は自己を強化するためにはその基礎をなす民衆の諸力を理性化しなければならぬと説き、感情を媒介とする力に対しては国家権力は強制として機能せざるを得ず不安定となるが、理性を媒介とする力に対しては権威として機能するのみか、この権威の力への志向は国家権力自体の民衆への内面化を意味する。さらに『エチカ』における隷従と自由を基礎として規定された国家目的はそれぞれ国家権力に内包されている2つの側面に照応する。すなわち自由を目的とする国家と権威、制圧を目的とする国家と強制。このような見解は本論文に独自のものであるばかりでなく、存在論的・認識論的・倫理的理論と政治理論を統一しようとした努力は高く評価しなければならない。またわが国においてはスピノザの政治理論に関する研究は知り得た限りには僅かに2つの論文があるのみで、その他は桂寿一、篁実、高坂正顕、新福敬二の諸氏の哲学的著作において言及されているのにすぎない点を考慮すれば、本論文の成果を多としなければならぬ。

しかし、いくつか注文すべき点がないわけでは無い。

第1に全理論的体系の統一的把握がなお不十分であって、もっと精密な構造的連関を追究しなければならないであろう。第2に本論文ではスピノザの理論をホッブズおよびルソーと比較するに止まっているが、なお広く比較することによってスピノザ理論の特質を明らかにすべきであろう。例えばベンサムなどに触れる必要があったと思われる。要するに縦と横との学説史研究の不十分さを指摘しておかなければならない。特に「契約説」については他の諸見解をもう少し参照されるべきであったと考える。これらの注文は本論文提出者の今後の研究課題であって、本論文そのものの内容に与えられる評価を在右するものではない。

三 結論

以上により3審査委員は本論文が博士の学位授与に値するものと認定する。